

北斗市不妊治療費助成金交付申請書

年 月 日

北斗市長 様

北斗市不妊治療費助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり不妊治療費の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな 氏名	()	生年月日	年 月 日生 (歳)
配偶者	ふりがな 氏名	()	続柄	生年月日 年 月 日生 (歳)
住 所	〒 電話			
配偶者の住所 (注)	〒 電話 (注)申請者と住所が異なる場合に記入してください。			
申 請 額	1. 一般不妊治療の自己負担額 円			
	2. 特定不妊治療の自己負担額 円			
	3. 特定不妊治療費等に係る交通費等 円			
	4. 高額療養費・付加給付支給額 円			

振込先金融機関の名称及び口座番号等

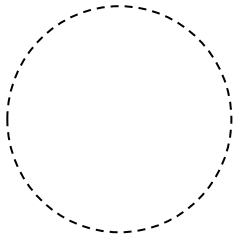
振込先金融機関の名称	口座番号	口座名義
銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所	普通 当座	(ふりがな:)

不妊治療費助成事業の申請をするに当たり、市が助成の適否を決定するために、住民基本台帳等の個人情報を開覧し確認することを承諾します。また、必要に応じて、他の市町村やかかりつけ医に対し、この申請に関する情報を照会し、又は提供することについて同意します。

氏名(申請者) _____

氏名(配偶者) _____

※ 以下は記入しないでください。

市 記 入 欄	収受印	<input type="checkbox"/> 新規 (一般不妊治療 ・ 特定不妊治療) <input type="checkbox"/> 継続 (一般不妊治療 ・ 特定不妊治療) (回目・初回申請: 年 月・妻の年齢 歳) <input type="checkbox"/> 住民登録 (夫: <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無、 妻: <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 他市町村での助成 <input type="checkbox"/> 高額療養費の支給 <input type="checkbox"/> 付加給付の支給
		<input type="checkbox"/> 助成決定 <input type="checkbox"/> 助成不可

1 助成の対象となる方

医療保険各法による給付の対象となる不妊治療を受けた方のうち、婚姻をしている方又は事実上の婚姻関係にある方であって、次の要件を全て満たしている方が対象となります。

- ・夫婦のいずれかが北斗市に住民登録をしていること
 - ・治療を開始した日の妻の年齢 一般不妊治療の場合：40歳未満であること
特定不妊治療の場合：43歳未満であること
- ※人工授精に係る助成については、上記の年齢要件は適用されません。

2 助成の内容

(1) 特定不妊治療への助成

特定不妊治療に係る費用から、医療保険各法による給付額（高額療養費を含む。）、国又は地方公共団体等から給付された額及び健康保険の保険者から給付される付加給付等を控除した自己負担額に相当する額を全額助成します。

※初めて助成を受けた治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上の場合は通算3回までが助成の対象となります。

(2) 一般不妊治療への助成

一般不妊治療に係る費用から、医療保険各法による給付額（高額療養費を含む。）、国又は地方公共団体等から給付された額及び健康保険の保険者から給付される付加給付等を控除した自己負担額に相当する額を全額助成します。ただし、治療を受けた日の属する年度につき、治療の対象となる子ども1人に対し10万円が上限となります。

※助成対象期間は、治療を開始した日から2年間となります。

3 申請に必要なもの

- (1) 北斗市不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
- (2) 不妊治療及び調剤に係る領収証（医療機関で指示された他の医療機関の検査等に係る領収証を含む。）
- (3) 特定不妊治療又は一般不妊治療に係る高額療養費又は付加給付の支給を受けることができる場合は、付加給付の支給額が確認できる書類（各保険者から交付される支給決定通知書等）
- (4) 特定不妊治療のための交通費等を申請する場合は、申請者が交通費等を支払ったことが確認できる書類（領収証等）
- (5) 振込先口座の通帳の写し（金融機関名、店名、種別、口座名義が確認できる部分）
※世帯の状況確認等のため、上記以外の書類を提出いただく場合があります。

4 申請にあたっての留意事項

北斗市不妊治療費助成金の交付を希望する方は、治療が終了した日の属する年度内にこの申請書を提出してください。